

所管部課	健幸福祉部 地域福祉課		部長	青木 一麻	
件名	令和7年度東大和市高齢者スマートフォン活用支援事業補助金交付要綱の一部				
	改正について	区分		1 審議事項	○ 2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>令和7年12月1日より「令和7年度東大和市高齢者スマートフォン活用支援事業」を実施しているところであるが、補助対象となるスマートフォンのうちAndroid OS の定義が「9以上」から「11以上」に変更される旨が都より通知されたため、一部改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正点 第3条第1項第1号中「Android9以上」を「Android11以上」に改める。</p> <p>(2) 施行日 令和8年2月2日</p> <p>(3) 影響及び効果 補助金交付に係る事務を適切に執行することができる。</p>					
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>令和7年12月1日 東大和市高齢者スマートフォン活用支援事業実施</p> <p>令和8年1月20日 高齢者のスマートフォン購入補助事業におけるスマートフォンからの買替えの対象となるAndroid OS について (都通知)</p>					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p> <p>特になし</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議報告後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p> <p>了承</p>					